

平成25年8月29日開催

第 15 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

# 第15回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年8月29日(木)午前10時00分

2. 開催場所 新ひだか町福祉センター 2階大集会室

3. 出席委員 18 人 (欠席委員6名)

1	番	安	田	悦	郎	出	1	3	番	西	村	和	夫	欠
2	番	若	生	良	一	出	1	4	番	橋	本	孝	博	出
3	番	渡	辺		隆	出	1	5	番	前	川	達	哉	出
4	番	松	本	俊	博	出	1	6	番	酒	井	義	薫	出
5	番	白	井	康	博	出	1	7	番	川	端	雅	幸	出
6	番	藤	原	俊	哉	欠	1	8	番	中	道	邦	則	出
7	番	土	居	正	広	出	1	9	番	吉	田	武	博	出
8	番	小	林	嘉	弘	出	2	0	番	前	谷	英	志	出
9	番	山	口	隆	敏	出	2	1	番	川	端	久	幸	出
10	番	水	上	隆	次	出	2	2	番	見	上	篤	義	出
11	番	橋	本	義	次	出	2	3	番	野	表	夫	夫	欠
12	番	岡	田	猛	欠	欠	2	4	番	金	森	靖	一	出

4. 出席事務局職員

事務局長 若生 富夫

主 幹 二本柳 浩一

主 査 神谷 貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第4号 農地パトロールについて

6. 会議の概要

事務局	<p>ただ今から第15回総会を開催いたします。 はじめに、金森会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>挨拶</p>
事務局	<p>本日、5番白井康博委員・6番藤原俊哉委員・12番岡田猛委員・13番西村和夫委員・15番前川達哉委員・23番野表篤夫委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。 出席委員は24名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、8番小林嘉弘委員、9番山口隆弘委員にお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第2の議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第1号1番から3番まで関連がありますので一括して議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号より説明します。議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については3件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第1号1番から3番を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>以上の申請の内容は、お手元にございます別添農地法第3条調査書の1から3ページに記載されておりますとおりです。経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号に該当していないか、判定していただき、ご審議のほどよろしく願います。 以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
19番	<p>議案第1号1番から3番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第1号1番から3番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第1号1番から3番はこれを許可相当と決定いたします。</p>
議長	<p>次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】</p>

事務局	<p>申請順位1番ですが、借主は北海道電力に対し売電事業を行うため、太陽光発電施設を設置するものです。借主は道外の法人でございますが、設置場所の選定について当該農地を求めたのは地主さんが、今回の借主となる法人の株主であること、そしてこの涼夏小雪のこの場所が最適地であることです。</p> <p>また、借主が社会貢献の一環としてエネルギー事業採択で太陽光発電施設を計画したようです。</p> <p>申請地は、周辺の宅地の連担状況、また農業公共投資後8年以内の農地には該当しない、及び農業振興地域の農用地区域外であることから第3種農地と考えています。農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われまます。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたが、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
18番	<p>申請地については、何年も草を刈らないで放置してあったものですから、ここに施設を置くことになれば管理もしっかりしていただけるものと、地区の方々も喜んでるところです。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。</p>
2番	<p>現況農地となっているが、何年も管理されていなかったのか。</p>
18番	<p>何年でもなく、何年かに一回は草を刈ったりしていたが、たまに草を刈ってあるといっても、刈った草はそのまま放置され、倒れた草が毎年堆積した状態であり、野火でもでなければいいかと心配していた。</p>
2番	<p>管理用地が非常に広いのだが、将来的になにか利用するということなのか。</p>
事務局	<p>太陽光を効率よく受けるためにパネル間を十分にとること、またメンテナンスのための通路による管理用地の確保のためでございます。</p>
事務局	<p>補足します。将来的になにかするためなのか、申請人からの説明はありません。この管理用地の比率について妥当なのかどうかはわかっておりません。この申請者はあらかじめ日高振興局の担当者と事前に協議していき、最終的に意見を申し述べて道の許可を仰ぐ形となります。</p> <p>よって、この管理用地部分の取り方が適正か否かは判断する材料がありませんので、できませんが、太陽光パネルについてはどこも管理用地を十分にとっている現状であります。</p>
24番	<p>街中で、農地が荒れ放題になっているなかで、こういった施設が出来れば管理もされて、この方が良いと思われるかもしれないが、地主さんもこの辺にいる方ではないので困りますね。</p>
事務局	<p>確かに地主、施工業者はここにはおりません。住所も西端となっておりますが居住している様子はありませんが、施工業者がメンテナンスも含め、担当者をつけるとなっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他に何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を北海道へ進達することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付し、北海道へ進達することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に議案第3号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていたが、非農地である旨の意見をいただいております。</p>

事務局 本日欠席されている6番委員より意見を頂いています。昨日現地調査を行い、申請者は宅地を含めて売買したい意向であるが、1筆農地があり農業者以外に売却予定のため、これを地目変更するものです。売るから地目変更してというものは安易に非農地判定はしないという前提で実施しましたが、売買の仲介をした隣接の農業者から、この1筆の農地は周囲の農地に干渉しないので、家庭菜園でも住宅の建築でもかまわないとの意見をいただきました。  
また、この宅地の敷地内に周辺農家の水源地があり、これを買受人が現状のまま使用することも確認が取れています。買受人もこの豊畑地区に縁のある方で、子どものために居住地をここに求めたものでございまして、周囲の農地に影響のある使われ方はされないと考えられますので、非農地としてもやむを得ないと思われるとの意見でした。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

20番 議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号1番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 事務局より議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】

申請地は隣接している山林について植林事業を実施するにあたり作業場とするため、非農地申請されています。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていたが、当農地は山林に隣接していることもあり、木々が生き茂り農地としての利用が困難であり、非農地である旨の意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に議案第4号農地パトロールの実施についてを、議案といたします。  
事務局より議案第4号の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号を議案書及び実施要領(案)をもとに朗読】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号については、これを実施することと決定してよろしいですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号については、実施要領に基づき実施することと決定いたします。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。  
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第15回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午前11時10分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

平成25年8月29日(議事録調整日 平成25年9月4日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟